

この勅語は教育勅語と並んで重視され、戦時教育の柱となった。

○国民学校令 教育審議会の答申に基づき、昭和十六年（一九四一）年四月から、小学校は国民学校に改編され国民学校高等科終了までの八年間が義務就学期間とされた（ただし義務就学八年の施行は十九年四月からとしたが、これも「戦時非常措置方策」により実施延期となる）。

教育課程には教科の統合制が採用され、教科書の内容も一新された。従来の教科目が国民科（修身・国語・国史・地理）、理科（算数・理科）、体操科（体操・武道）、芸能科（音楽・習字・図画・工作、裁縫・家事）となり、高等科ではこれに実業科（農業・工業・商業・水産）がつけ加えられた。

〔昭和十八年には、中等教育令が公布され、それに基づいて中学校規程と高等女学校規程が制定されたが、これについては割愛する。ただ、大正後半期と戦時期とは、中等教育が著しく量的に拡大した時期であった（中学校は大正六年度と昭和二十年度とは、学校数で二倍以上、生徒数は四倍以上に増加、高等女学校は実科高女を含まない高等女学校本科だけでも学校数は約五倍、生徒数では一〇倍以上）。こうして、わが国の中等教育の急速な量的拡大は、第二次大戦後に国民的教育制度として展開する基盤を形作ったといえる。〕

○戦局の破局と教育 戦争の激化は学生生徒の動員、中等・高等教育機関の修業年限短縮を必要とし、教育資材の欠乏とあいまって教育改革の実現を妨げる結果となった。

文部省は昭和十三年六月に集団的勤労作業運動の実施を指示したが、翌年度からは恒久化し、十八年には「教育二関スル戦時非常措置方策」により、勤労動員は「教育実践ノ一環」として一学年の三分の一程度実施されることになった。十九年には「決算非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」により、通年動員体制が決定された。

高等教育機関に対する修業年限の臨時短縮は十六年十月の勅力により可能となった。

十八年十二月からは兵力不足を補充するために「学徒出陣」が始まった。また十八年後半から、都市の建築物及び老人・子供の疎開が開始され、十九年八月からは国民学校初等科児童の集団疎開が始まった。空襲の拡大に伴って学童疎開は全国の中小都市にも及んだ。多くの疎開児童と付添い教員たちは、異郷の地で孤独と飢餓とに悩まされる苦難の日々を過ごしたのであった。（三戦時下の教育の参考引用文献『学制百二十年史』文部省編（六一―七三頁））

四 社会教育

（一）明治期の社会教育

明治の初め、文部省は近代学校教育制度の建設に重点を置いたために、社会教育施策としては、明治五年東京に設立した書籍館（図書館、明治三十年になって帝国図書館に改組）ぐらいなものである。地方では新聞、雑誌、官報などを民衆に閲覧させるために設けた新聞縦覧所、時折り開かれた博覧会をあげることができよう。新聞縦覧所は明治十年頃から県内各地に開かれ（戸長役場など）、村費で新聞を購入し閲覧させていた。

明治二十一年二月に佐賀済美社の書籍覧観場の設置認可があり、同年2月21日付佐賀新聞に「書籍覧観規則」が掲載されている。